

週配事業をご利用のみなさまへ

改正民法施行に伴う「週配事業の利用代金支払いに関する規則」発行のお知らせ

日頃より、大分県学校生活協同組合の週配をご利用いただき誠にありがとうございます。

週配の商品注文・お届け等（第 1～14 条）の約款は、大分県学校生活協同組合が業務委託しています生活協同組合コープおおいたの規則を運用いたします。

なお、週配の利用代金支払い（第 15～25 条）は、学校生協の規則を適用します。

大分県学校生活協同組合

週配事業の利用代金支払いに関する規則

（目的・適用）

第 15 条 以下の第 16～25 条の約款は、生活協同組合コープおおいたに業務委託しています大分県学校生活協同組合（以下「学校生協」といいます）の週配事業の利用代金支払いに関する規則を定めます。

（利用代金・手数料等の支払方法）

第 16 条 代金等の支払い方法については、原則として、次の中から利用者と学校生協が協議して定めます。ただし、第 2 項に定める支払い方法については第 3 条 6 項による WEB 注文システムの利用者になり、利用することができます。

- ① 銀行等の口座からの引落とし（毎月 1 日から月末までの代金について、翌月 13 日に口座から引落とし）
- ② クレジットカードによる支払い（毎月 1 日から月末までの代金について、カード会社任意の翌月指定日に支払い）
- ③ コンビニエンス・ストアその他生協が指定した場所（以下、「コンビニエンス・ストア等」といいます）での支払い

2 銀行等の口座からの引落としにより代金等を支払う場合、予定の日引落としができなかったときは、再引落としを行います。

3 次に掲げる場合、支払期限を付したコンビニエンス・ストア等での支払用紙（事務手数料を加算されたもの）を生活協同組合コープおおいたから利用者宛てに送付します。

- ① クレジットカードにより代金等をお支払いいただいている利用者について、予定の日決済ができなかった場合。
- ② コンビニエンス・ストア等での支払いにより代金等をお支払いいただいている利用者について、予定の日までに代金等をお支払いいただけなかった場合。
- ① 登録口座において指定の振替日に振替ができなかった場合。

(代金等の未払いへの対応)

第17条 前条3項による再引落しができなかった場合、生活協同組合コープおおいた・学校生協は次の対応をさせていただきます。

- ① 商品カタログの配付、注文の受付、商品の配達を中止します。
- ② 利用者は期限の利益を喪失したものとして、すべての代金等について直ちに支払を請求します。
- ③ 支払期限を付したコンビニエンス・ストア等での支払用紙（事務手数料を加算されたもの）を送付します。
- ④ 以後の対応に関して生協が負担した費用については、実費相当を申し受けます。
- ⑤ 受注・配達の停止が2度行われた際は、生活協同組合コープおおいたの週配事業の利用はその後一切できません。

(支払計画書及び誓約書)

第18条 前条③号の支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、学校生協はその方（以下、「債務者」といいます）に対して、学校生協が定めた様式による支払計画書及び誓約書の提出を請求することができます。

2 前項の請求があった場合、債務者は、請求から7日以内（請求時に別に定めた期限があればその期限内）に支払計画書及び誓約書を提出しなければなりません。

3 前項に定める期限までに支払計画書及び誓約書が提出されなかった場合、または提出された支払計画書に基づく支払いが行われないうる将来にわたって代金等の支払いが望めないと認められる場合には、法的手続に移行したり、債権譲渡や債権の回収委託等を行なう場合があります。

(連帯保証人)

第19条 学校生協は、必要と認めた場合、債務者に対して、支払計画書に記載された債務を弁済する資力を有する連帯保証人を立てることを求めることができます。

(支払期限・手数料・遅延損害金)

第20条 支払計画書による債務弁済の最終期限は、原則として第18条1項に定める本来の支払予定日から3ヶ月以内とします。

2 支払計画書による債務の弁済に係る費用は債務者が負担するものとします。

3 学校生協は組合員の利用代金が、所定の期日を超えて3ヶ月にわたって入金されず、再請求をする場合、再請求のための手数料200円（別途消費税加算）を加算することができるものとします。

4 学校生協は債務者に対して、第19条及び前項に定める費用のほか、第18条1項及び2項に定める本来の支払予定日の翌日を起算日として、年率14.6%を上限として遅延損害金を請求することができます。

(出資金の払戻の停止)

第21条 組合員名義の出資金は、学校生協の指定した支払期限内に代金支払がなされない場合、未払金の完済まで、学校生協が出資金の払戻の停止を行うことができます。

(債務者の出資金に関する特則)

第22条 学校生協は債務者に対して出資金の相殺を要請することができます。債務者が要請に応じた場合、学校生協は、債務者に対する出資金の払い戻しに係る債務と学校生協の債務者に対する債権を、払い戻し請求権をもって相殺することができます。

(協議解決)

第23条 本約款の週配の利用代金支払いに関する規則に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と学校生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第24条 利用者と学校生協との間で裁判上の争いになったときは、学校生協の主たる事務所の所在地を管轄する大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(支払規則の変更)

第25条 学校生協は、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への円滑な実施のため必要がある場合に、支払規則を変更することができます。

2 前項の場合、生協は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容及び変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- ① 利用者への配付
- ② 電子メールの送信等の電磁的方法
- ③ 事務所での掲示
- ④ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法

附 則

(施行期日)

この規則は、2020年2月18日制定、2020年3月30日から施行する。

週配事業の利用代金支払いに関する規則（第15～25条）のお問い合わせ先

大分県学校生活協同組合 ☎097-567-4000

営業時間（月～金8：30～17：00）